

富山市安全で安心なまちづくり推進条例に基づく令和５年度取り組みについて
(補足資料)

1 防犯設備の設置等（第７条関係）

(ア) 本市の街灯設置状況（「富山市の建設」より）

年 度	設置総数
平成３０年度	５０，７７７カ所
令和元年度	５１，１１３カ所
令和２年度	５１，４４１カ所
令和３年度	５１，５６６カ所
令和４年度	５１，６９８カ所
令和５年度	５１，７５１カ所

(イ) 本市施設の防犯カメラ設置状況

年 度	設置総数
平成３０年度	１，６０５台
令和元年度	１，７３６台
令和２年度	１，７６８台
令和３年度	１，８１１台
令和４年度	１，９２４台
令和５年度	２，００４台

(ウ) 本市の防犯カメラ補助制度を活用した防犯カメラ設置状況

年 度	団体数	設置数
平成２６年度	５団体	９台
平成２７年度	６団体	１３台
平成２８年度	５団体	１５台
平成２９年度	５団体	１１台
平成３０年度	５団体	９台
令和元年度	１９団体	３３台
令和２年度	４７団体	７６台
令和３年度	２５団体	３７台
令和４年度	２１団体	３３台
令和５年度	１７団体	２３台
計		２５９台

2 自主防犯団体への支援（第8条関係）

（1）自主防犯団体数の推移

区 分	団体数
結成団体数	1 7 8 団体
平成 1 6 年度支援組織（支援事業開始年度）	3 8 団体
平成 1 7 年度	4 9 団体
平成 1 8 年度	2 6 団体
平成 1 9 年度	1 4 団体
平成 2 0 年度	9 団体
平成 2 1 年度	9 団体
平成 2 2 年度	8 団体
平成 2 3 年度	7 団体
平成 2 4 年度	0 団体
平成 2 5 年度	1 団体
平成 2 6 年度	2 団体
平成 2 7 年度	2 団体
平成 2 8 年度	5 団体
平成 2 9 年度	1 団体
平成 3 0 年度	2 団体
令和 元 年度	4 団体
令和 2 年度	0 団体
令和 3 年度	1 団体
令和 4 年度	0 団体
令和 5 年度	0 団体
解散団体数	△ 1 4 団体※
計	1 6 4 団体

※解散団体数の内、4 団体は団体の統合による。

(2) ふるさとみまもり事業危険箇所等発見状況

令和5年度

区 分	危険箇所等発見件数
安全・安心活動※	1, 4 0 5 件
道路関係	1 1 7 件
標識関係	7 8 件
公園関係	2 2 7 件
放置自転車関係	6 9 件
廃棄物関係	6 8 件
防災関係	2 2 7 件
落書き調査	3 6 件
その他	2 8 件
計	2, 2 5 5 件

※安全・安心活動の内訳

区 分	危険箇所等発見件数
子ども・高齢者の安全確保と指導	1, 3 2 0 件
青少年への健全育成指導	2 件
防犯広報活動	7 9 件
防犯上管理不十分な空き家の発見	4 件
不審者（車両）の発見	0 件
計	1, 4 0 5 件

(3) 安全で安心なまちづくり研修会への参加状況

年度	参加団体数	参加者数
令和5年度	1 1 0 団体	1 3 9 人

3 高齢者及び児童、生徒等の安全確保

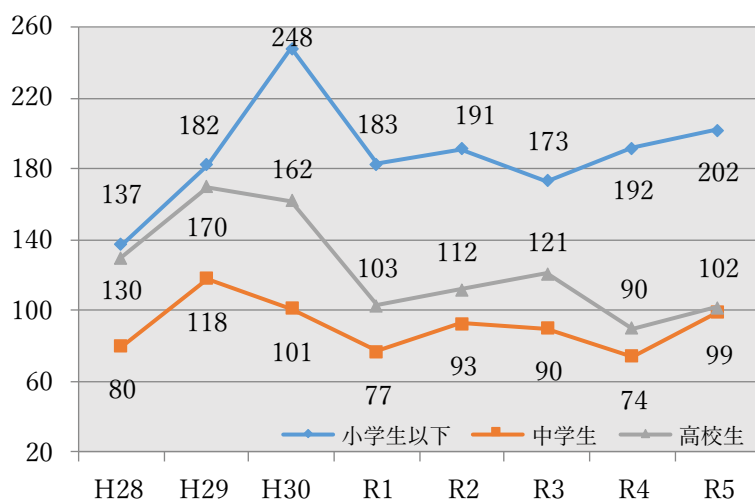
(1) 特殊詐欺の被害状況（富山県） 認知及び相談被害件数、被害額 ※投資詐欺等を除く

期 間	件 数	被 害 額	期 間	件 数	被 害 額
令和5年 年間	295 件	714,560,000 円	令和6年上半期	171 件	286,790,000 円
令和4年 年間	78 件	156,786,000 円	令和5年上半期	90 件	99,420,000 円
増 減	217 件増	557,774,000 円増	増 減	81 件増	187,370,000 円増

(2) 富山県の特種詐欺被害者の年齢 認知及び相談被害件数 高齢者 51.9%

被害者の年齢	令和5年	割 合
10～20代	16 人	5.4%
30代	19 人	6.4%
40代	27 人	9.2%
50代	37 人	12.5%
60～64歳	40 人	13.6%
65～69歳	70 人	23.7%
70代	53 人	18.0%
80代以上	30 人	10.2%
不詳	3 人	1.0%
被害者数	295 人	100.0%

(3) 富山県の子どもに対する声かけ・つきまとい事案発生件数



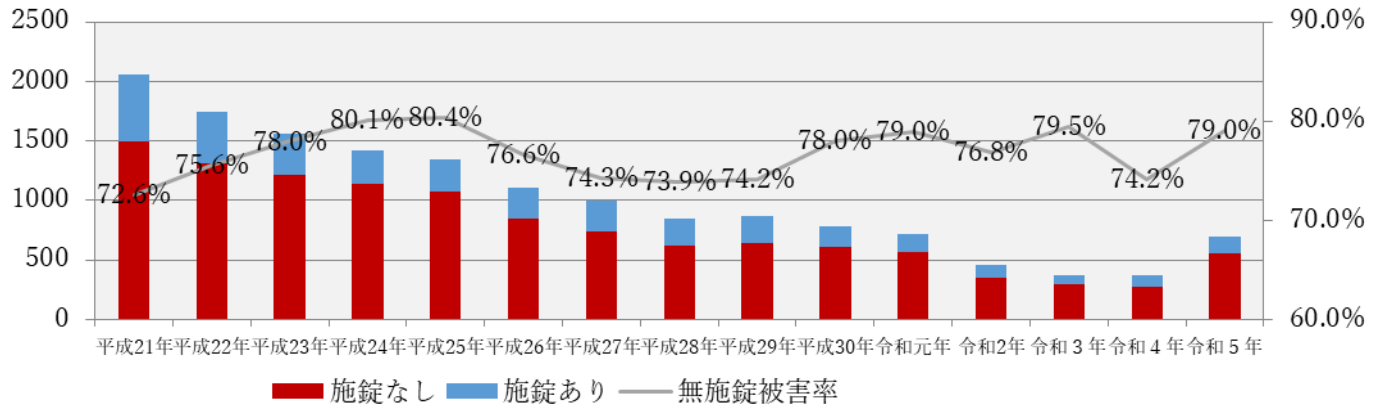
	令和5年	令和4年	前年比
小学生以下	202 件	192 件	10 件増
中学生	99 件	74 件	25 件増
高校生	102 件	90 件	12 件増
計	403 件	356 件	47 件増

※ 単に道を聞くつもりで声をかけた場合でも、子どもが怖くなって逃げた場合等、声をかけた方に悪意がない事案も含まれている場合があります。

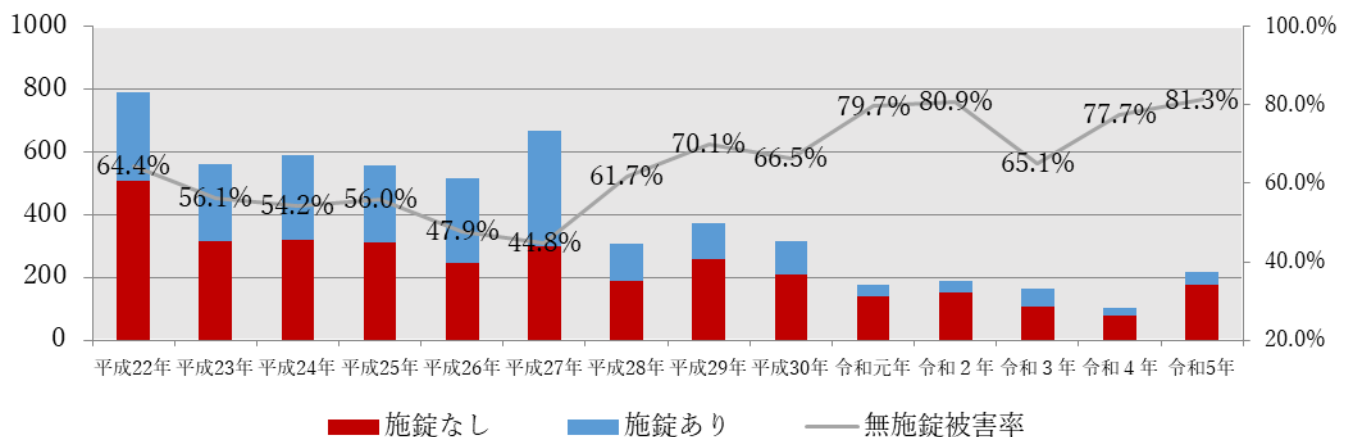
4 無施錠被害の防止対策

※無施錠被害率：分母が犯罪認知件数の総数、分子が犯罪認知件数中の無施錠が原因となった犯罪被害件数

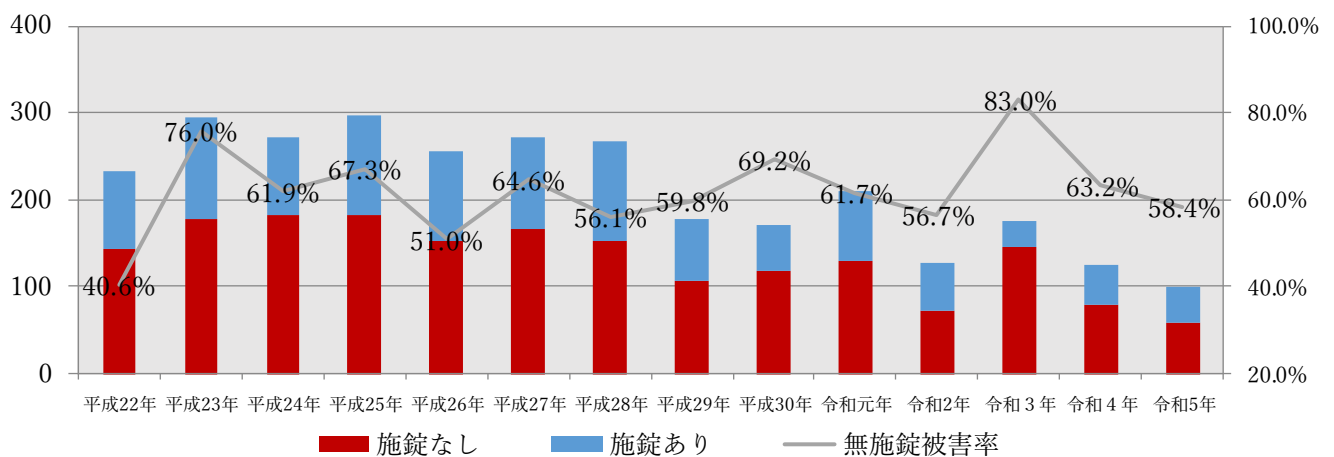
(1) 富山県の自転車盗の無施錠被害率



(2) 富山県の車上ねらいの無施錠被害率



(3) 富山県の住宅侵入盗の無施錠被害率



迷惑電話防止機能を搭載した電話機などの 購入費用の一部を補助します



振り込め詐欺やオレオレ詐欺の被害は後を絶ちません。
被害を受ける方は高齢者が多く、また、接触方法は電話が多いため、高齢者世帯では電話対策が重要です。

富山市では、高齢者世帯などの方が、迷惑電話防止機能の搭載された電話機などを購入した場合に、補助金を交付する事業を行っています。

補助対象となる方

市内に住所がある概ね65歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らし高齢者
- ②高齢者世帯に属する方（いずれか一名）
- ③日中において、①又は②に該当する方

なお、一世帯につき補助は1回限りとします。

補助対象となる電話機など

次の①と②の機能を搭載した電話機又は、電話機に外部接続可能な装置で、補助を申請する年度中に購入代金を支払っているもの。

- ①電話が鳴る前に警告メッセージが流れる
- ②電話に出ると自動で通話内容を録音する

補助額

1台の購入費用（消費税及び地方消費税を含む）に、2分の1を乗じて得た額。ただし、5千円を上限とします。

申請手続

- ・窓口 消費生活センターの窓口で申請書を記入して提出
- ・郵送 市ホームページ（https://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/shohiseikatsu/oshirase/kadonomuryohaifu_2.html）から申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、下記の書類を添えて消費生活センターへ郵送

添付書類

- ①補助対象となる電話機などの購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、金額、発行者住所氏名及び日付の記載のあるもの）の写し
- ②補助対象となる電話機などの機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- ③申請者の振込口座通帳の写し

5 犯罪被害者等への支援

富山市では、犯罪被害者等を 対象とする支援事業を行っています

富山市では、犯罪被害者の遺族又は、犯罪行為により重傷病を負った方を対象に、迅速な支援を行うため、申請に基づき支援金を支給します。

【富山市犯罪被害者等支援金支給事業】

令和2(2020)年10月開始

支援金の種類・金額

- ①遺族支援金 **30**万円
※ 重傷病者支援金の支給を受けていた方が死亡した場合は、20万円
- ②重傷病者支援金 **10**万円
※「重傷病」とは、負傷または疾病（精神的な疾病を含む）に係る身体の障害で、その治療に1か月以上の期間を要すると医師に判断されたもの。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

支給対象者の要件（次の1、2両方の要件を満たすことが必要）

- 1 国内または国外における犯罪行為（過失によるものを除く。）により、死亡した犯罪被害者の遺族、又は重傷病を負った犯罪被害者であること。
 - 2 遺族又は被害者の方が、支援金の申請時に本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ※ 令和2年10月1日以後の犯罪行為による犯罪被害について適用します。

県内の大学等へ進学を希望される方はこちら

【富山市犯罪被害者等奨学資金支給事業】

平成31(2019)年1月開始

犯罪行為により被害を受けた方やその家族を対象に、高校卒業後の資格取得を目指した県内の大学・短大・専門学校等への進学を支援します。

支給資金および 支給額

- ①学費奨学資金 年**17**万円以内
- ②入学奨学資金 **10**万円以内（初回のみ）

どちらの事業についてもお問い合わせは、
富山市防災危機管理部生活安全交通課まで ☎443-2052（直通）

富山市犯罪被害者等支援 総合案内窓口

防災危機管理部 生活安全交通課（市役所東館4階）

TEL 443-2052

月～金曜日 8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

【富山市の主な支援・相談窓口】

くらしの支援

内 容	担 当 課	連 絡 先
自立支援医療や心の健康に関する相談	保健所保健予防課	428-1152 住所：富山市蛸川459番地1
国民健康保険に関する特例 （犯罪行為による健康被害にも適用）	保険年金課	443-2064
ひとり親家庭等への各種支援 （児童扶養手当・医療費助成等）	こども福祉課	443-2055
保育に関する支援（保育所の入所相談等）	こども保育課	443-2165
就学相談・就学援助・カウンセリング等	学校教育課	443-2134 住所：富山市新桜町6番15号 Toyama Sakuraビル7階
高齢者に関する支援（生活援助・自立支援等）	長寿福祉課	443-2062
自立した生活を送るための援助や指導（生活保護）	生活支援課	443-2057
ドメスティックバイオレンス（DV）の相談	男女共同参画 推進センター	433-2210 住所：富山市新富町一丁目 2番3号 CICIビル3階

すまい・安全の確保

内 容	担 当 課	連 絡 先
市営住宅への入居	市営住宅課	443-2097
養護老人ホームへの入所	長寿福祉課	443-2062
住民基本台帳に関する支援措置（閲覧制限等）	市民課	443-2050
市税等証明書に関する支援措置（取得制限等）	納税課	443-2026

その他の支援・相談窓口については、総合案内窓口へお問い合わせください。

【その他の相談窓口はこちら】

相 談 窓 口	連 絡 先
富山県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 とやま被害者支援センター 〒930-0858 富山市牛島町5番7号 ホームページ http://toyama-shien.com	相談電話 076-413-7830 相談用メール soudan@toyama-shien.com 【受付時間】 月～金 午前10時から午後4時 （祝祭日・年末年始 除く）
性暴力被害ワンストップ支援センターとやま ホームページ http://seibouryoku.com	電話 076-471-7879 【受付時間】 24時間365日

詳細は、富山市ホームページでも案内しています。

犯罪被害者支援

検索



6 安全で安心なまちづくり推進月間の設定

10月

防犯イメージキャラクター



神通ゆい

風間あおい